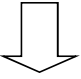
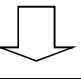
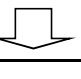



越谷市立体育館利用案内

令和6年4月1日～

◆体育館使用手続きについて◆

受付 	1. 体育室の使用申請は、市内在住・在勤・在学の方は使用日の2ヶ月前から使用日の前日まで。その他の方は使用日の1ヶ月前から使用日の前日までです。（電話受付はできません）なお、使用希望日の2ヶ月前または1か月前が休館日の場合は、翌日以後の開館日に受け付けます。 ※スポーツセンターにおける卓球場の申請については、使用日当日まで。
申請書の提出 	2. 受付場所及び時間 使用する体育館窓口にて、休館日を除く 午前9時30分～12時
・使用料の納入 ・領収書の発行 ・許可書の発行 	3. (1) 使用料、電気使用料等は、申請の際に納入してください。 (2) 使用者の都合で使用しない場合は、使用料は返還できません。 (3) 大会等で使用する場合は、使用日の2週間前までに打合せを行ってください。
許可書の提示 	4. 使用の際は、許可書を携帯してください。
利用	5. 使用上の注意を守って使用してください。

◆申請時の注意◆

1. 申請後の還付や振替は原則できません。
2. 高校生以下の方のみでの申請はできません。
3. 身分証明書等の提示を求める場合がありますので、予めご了承ください。
4. 虚偽その他不正により使用許可を受けた場合、使用許可を取消します。
5. 使用者はその権利を他に譲渡等を行うことができません。
6. 土曜日、日曜日、祝日については大会等によりご使用いただけない場合があります。事前に体育館にお問い合わせください。
7. フットサル等、施設破損の恐れのある競技についてはお断りする場合があります。

◆施設の概要◆

	北体育館	南体育館	西体育館	地域スポーツセンター
開館年月	昭和56年4月	昭和57年4月	昭和59年5月	令和6年4月
体育室床面積	1,077㎡	1,083㎡	1,127㎡	1,532㎡
使用可能 種 目	バスケット2面	バスケット2面	バスケット2面	バスケット2面
	バレーボール2面	バレーボール2面	バレーボール2面	バレーボール2面
	バドミントン6面	バドミントン6面	バドミントン6面	バドミントン6面
	卓球20台	卓球20台	卓球20台	卓球21台
卓球場	なし	なし	なし	あり 6面
付 帯 設備等	会議室 ステージ	会議室 ステージ	会議室 移動ステージ	会議室 移動ステージ
空調設備	なし	なし	なし	あり
所在地	越谷市大杉510	越谷市川柳町4-20	越谷市七左町4-223	越谷市大沢2-10-21
電 話	(048)975-2012	(048)987-8438	(048)986-0066	(048)976-2506

◆使用料◆

1. 基本使用料

(1) 体育室

区 分		9時 ～11時	11時 ～13時	13時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時
アマチュアスポーツ 及びレクリエーション に使用する場合	全面	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	2分の1	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
その他の場合		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円

(2) 卓球場（地域スポーツセンター）

区 分		9時 ～11時	11時 ～13時	13時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時
1面		400円	400円	400円	400円	400円	400円

※卓球場使用申請の区分数制限

- 申請できるのは市内在住・在勤・在学の方は2ヶ月先までの間で5区分（2時間1面を1区分）までとします。
その他の方は1ヶ月先までの間で5区分（2時間1面を2区分）までとします。
- 1のうち、土曜日、日曜日、祝日は2区分とします。
- 使用日の1週間前から使用日当日までの申請については区分数制限を設けません。

2. 増使用料（体育館（体育室・卓球場）、庭球場共通）

5市1町外使用の場合	5市1町外のもの増使用料は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額 (基本使用料+基本使用料0.3倍=基本使用料の1.3倍)
営利・宣伝を目的とする場合	基本使用料に100分の300を乗じて得た額 (基本使用料+基本使用料の3倍=基本使用料の4倍)
入場料金等を徴収する場合	使用者が入場料金等（入場料その他これらに類する料金をいう。以下同じ。）を徴収する場合の増使用料は、1回の入場料金等の徴収において販売予定数の最も多い価格区分の入場料金等に70（庭球場は100）を乗じて得た額

<備 考>（体育館（体育室・卓球場）、庭球場共通）

- 使用時間を超過して使用した場合は、その超過した時間（1時間未満は1時間とみなす。）に応じ、超過使用料（1時間当たりの超過使用料は、基本使用料中の1使用時間当たりの使用料に2分の1を乗じて得た額とする。）を徴収する。
- 「5市1町外のもの」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。
ア 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市又は松伏町に住所又は事業所を有する者
イ 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市又は松伏町の区域内の学校の児童、生徒若しくは学生又はこれらの者をもって構成する団体
- 増使用料の算出にあたり、それぞれの場合が重複するときは該当する額を加算するものとする。
- 体育館の会議室の使用は、無料とする。なお、体育室の利用を伴わない会議室の利用はできない。
- 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3. 付帯設備使用料

区 分		9時 ～11時	11時 ～13時	13時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時
放送設備	アマチュアスポーツ 及びレクリエーション に使用する場合	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	その他の場合	900円	900円	900円	900円	900円	900円
椅子	アマチュアスポーツ 及びレクリエーション に使用する場合	50脚までごとに 500円					
	その他の場合	50脚までごとに 1,000円					
机	アマチュアスポーツ 及びレクリエーション に使用する場合	1卓 20円					
	その他の場合	1卓 40円					
ランニング グマシン		30分 100円					
コンセント		1口 100円	1口 100円	1口 100円	1口 100円	1口 100円	1口 100円

4. 電気使用料金（1時間あたり）

区 分	照明		冷暖房	
	1/2灯	全灯	1/2面	全面
アマチュアスポーツ及び レクリエーションに使用 する場合	300円	【北・南・西】 500円 【地域スポーツセンター】 600円	1,000円	2,000円
その他の場合		【北・南・西】 1,000円 【地域スポーツセンター】 1,200円		

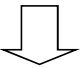
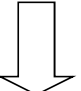

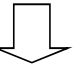
◆休館日◆（体育館（体育室・卓球場）、庭球場共通）

1. 年末年始（12月28日～1月4日）
2. 上記のほか管理上必要があるときは、臨時に休館する場合があります。

◆使用上の注意◆（体育館（体育室・卓球場）、庭球場共通）

1. 競技場での火気使用、飲食は厳禁とする。
2. 館内は禁煙です。
3. 体育館の備品及び器具等を館外へ搬出しないこと。
4. 体育館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
5. 万一損害を与えた場合は、損害相当額を弁償していただきます。
6. 他人に損害を及ぼし、又は迷惑になるような行為をしないこと。
7. 終了後は清掃し、器具はもとの位置に戻すこと。
8. 使用時間には、準備及び清掃の時間を含む。
9. 体育館では、体育館シューズを履くこと。
10. 駐車場に限りがありますので、出来る限り相乗りや他の交通手段を利用して下さい。
11. ゴミは、必ず持ち帰って下さい。
12. その他、職員の指示する事項は必ずお守り下さい。

◆庭球場使用手続きについて◆

受 付 	1. 使用申請は、使用日の1ヶ月前から使用日まで (電話受付はできません) なお、使用希望日の1か月前が休館日の場合は、翌日以後の開館日に受付けます。
申請書 の提出 	2. 受付場所及び時間 (1) 川柳公園庭球場の受付は南体育館 (2) 出羽公園庭球場の受付は西体育館 (3) 北体育館庭球場、平方公園庭球場の受付は北体育館 上記にて、休館日を除く 午前9時30分～12時
・使用料の納入 ・領収書の発行 ・許可書の発行 	3. (1) 使用料は、申請の際に納入してください。 (2) キャンセルは使用日の3日前までに申し出てください。 ※一度キャンセルしたものを再度申請することはできません。 (3) 振替・還付の申請は本人のみ可能です。
許可書の提示 	4. 使用の際は、申請者本人が許可書を携帯してください。
利 用	5. 使用上の注意を守って使用してください。

◆申請時の注意◆

1. 使用申請の区分数制限(下記参照)があります。
2. 高校生以下の方のみでの申請はできません。
3. 身分証明書等の提示を求める場合がありますので、予めご了承ください。
4. 虚偽その他不正により使用許可を受けた場合、使用許可を取消します。
5. 使用者はその権利を他に譲渡等を行うことができません。
6. 多くの方が使用できるよう、占有はお控えください。

◆使用申請の区分数制限◆

1. それぞれの受付場所において申請できるのは5区分(2時間1面を1区分)までとします。
2. 1のうち、土曜日、日曜日、祝日は2区分とします。
3. 使用日の1週間前から使用日当日までの申請については区分数制限を設けません。

◆使用料◆

川柳公園庭球場・出羽公園 庭球場・北体育館庭球場・ 平方公園庭球場共通	区 分	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時
	3月～9月	800円	800円	800円	800円	800円
10月～2月	800円	800円	800円	800円	/	